

令和5年度

第4回定例農業委員会会議録

令和5年7月20日 開催

令和5年7月20日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和5年度 第4回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第8号

令和5年度 第4回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和5年7月14日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和5年7月14日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和5年7月20日 午後 1時30分

閉会 令和5年7月20日 午後 2時40分 (会期1日)

第1日目 (7月20日)

出席委員 19名

1番	中添 文彦	8番	笹川 武義	15番	滝川 廣男
2番	谷本 利信	9番	井脇 弘幸	16番	渡辺 玲子
3番	三好 直樹	10番	長尾 清	17番	大野 政則
4番	國重 義廣	11番	川西 正廣	18番	藤重 英子
5番	森 健人	12番	藤滝 健造	19番	丸尾 説男
6番	福家 範行	13番	三好 満		
7番	佐藤 裕子	14番	三好 光春		

農地利用最適化推進委員 20名参加

昭和1	富野 正行、	昭和1	藤川 清徳、	昭和2	大野 均、	昭和2	片岡 等
陶	福家 重夫、	陶	大芝 博信、	陶	福家 棟貴、	陶	原 拓也
滝宮1	津村 剛志、	滝宮2	松内 利和、	羽床1	宮本 清信、	羽床2	楠原 徳大
粉所	山地 康弘、	粉所	石丸 勝彦、	西分	岡田 行夫、	山田1	山口 守
山田2	橋川 正廣、	山田3	長川 富雄、	羽床上	泉谷 幸一、	羽床上	岡田 幸彦

議事録署名委員

19番 丸尾 説男 委員、 3番 三好 直樹 委員

欠席 なし

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 課長補佐 亀山 和成 主査 岩部 有起

傍聴人 0人

議事日程

令和 5 年 7 月 20 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更申請について
- 第 6 議案第 4 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 7 議案第 5 号 農地中間管理事業法第 19 条の 2【農地利用集積計画一括方式】について
- 第 8 議案第 8 号 綾川町農業経営基盤強化促進基本構想の変更について
- 第 9 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について

令和 5 年 7 月 農業委員会議事録

午後 1 時 30 分 開会

職務代理

みなさま、こんにちは。定刻がまいりましたので、ただいまから令和 5 年度第 4 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第 4 条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長、議事進行をお願いします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、おりません。よって、農業委員出席者は、19 名です。会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、19 番 丸尾説男 委員、3 番 三好直樹 委員を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第 1 号議案について、事務局より説明願います。

事務局

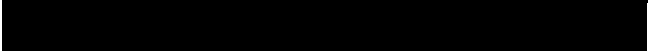
議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明致します。今月は 4 件です。

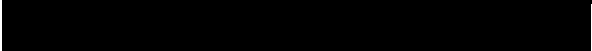
議案第 1 号-1

地 図： 

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 100 万円

申請地： 

譲渡人： 

譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は耕作不便により経営縮小を考えていたところ、申請地

の隣接地に居住し、新たに家庭用野菜や花の栽培を開始したいと考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積はありませんが、譲渡人の協力も得ながら農地の管理を行っていく計画です。

取得後の営農計画としては、野菜、花を予定しております。

譲受人の農作業暦は、0年ですが、年間200日の農作業従事を予定しております。機械の所有状況については、草刈り機を各1台所有しており、今後耕運機1台を取得予定です。また、野菜、花の計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地は居宅に隣接しており、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-2

地 図： [REDACTED]

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 300 万円

申請地： [REDACTED]

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、申請地は譲渡人がH26年に取得した農地ですが現在は労力不足により耕作されていない農地となっています。一方、譲受人は食の安全性確保のため季節野菜の自給自足を行うための農地を探しており、両者の間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は0㎡ですが、必要に応じて地元農業者と協力体制を作っていく計画です。

取得後の営農計画としては、野菜を予定しております。

譲受人の農作業暦としては、0年ですが、年間150日の農作業従事を予定しております。機械の所有状況については、草刈り機1台を所有しており、人力にて作業を行う計画となっております。また、野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、8km、車で15分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-3

地 図： [REDACTED]

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 60 万円

申請地： [REDACTED]

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は県外に居住し自身で管理を行うことができないため親族間で農地の処分を含めて協議したところ、譲渡人のいここにあたる譲受人が引き受けるこ

となり、本申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は0㎡ですが、協力者として親戚の農業者に支援を得られる見込みとなっています。

取得後の営農計画としては、水稻、栗を予定しております。

譲受人の農作業暦としては、0年ですが、年間150日の農作業従事を予定しております。機械の所有状況については、当面は協力者である農業者からリースする予定であり、トラクター、コンバイン、耕耘機、田植機各1台を協力者からリースできる見込みとなっています。農舎は100㎡所有しており、耕運機と軽トラックについては今後導入する予定としています。また、水稻、栗の計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。


対象農地までの通作距離は、約10km、車で約20分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。また、従事予定者の一人が約500m、徒歩で5分ほどの距離に居住しており、日常的な管理も可能なものと考えられます。

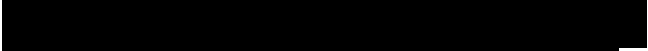
以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-4

地 図： 

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 10万円

申請地： 

譲渡人： 

譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は労働力不足により経営縮小を考えていたところ、近隣に居住し経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、借入地が25,850㎡あり、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、野菜（ピーマン、ゴーヤ等）を予定しております。

譲受人の農作業暦としては、19年、農作業の従事日数は、300日で、機械の所有状況については、トラクター、耕耘機、軽トラックを各1台所有しています。また、野菜の計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、約10m、徒歩で1分未満であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第1号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第2号につきまして説明を求めます。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。今月は3件です。

議案第2号-1

地図・図面： [REDACTED]

権利設定： 使用貸借権

申請地： [REDACTED]

地種： 第2種農地

併用地： [REDACTED]

所有者： [REDACTED]

借受人： [REDACTED]

用途： 住宅用地

施設の概要： 住宅平屋建1棟 85.29㎡

申請事由： 非農家の自己住宅

説明：【理由】 申請人は、現在、実家で両親、祖母、妻の5人で同居しています。将来、子供が誕生した際に現在の住居では手狭となるため、住宅の建築を計画し、候補地の中で検討いたしました。

申請地は、現在の住宅に隣接し、周辺は宅地化が進行しており農地への影響が少ないこと、また、老朽化している実家西側の建物を取り壊し、申請地と併せて利用することで、必要とする面積を確保できること、将来親の面倒を見るのに都合が良いことなどを総合的に判断して選定し、申請に至ったものです。

【資金】 土地代 0万円 造成費 100万円、建築費 2,250万円

自己資金 0万円、借入金 2,350万円

【期間】 令和5年8月1日～令和6年7月20日

【造成】 盛土 花崗土 0.15m 切土 -

擁壁 - 法面 西側 1:0.7

【排水】 雨水：既存ため桝を経由し、北側水路へ放流

汚水：合併処理浄化槽で処理後、既存ため桝から水路へ放流

【他法令許可】 該当なし

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 該当なし

議案第2号-2

地図・図面： [REDACTED]

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地： [REDACTED]

地種： 第2種農地

併用地： [REDACTED]

所有者： [REDACTED]

借受人： [REDACTED]

用途： 駐車場

施設の概要： 売店 2 階建 1 棟 86.64 m²、ゲストハウス平屋建 1 棟 114.16 m²
工房平屋建 1 棟 82.12 m²

申請事由： 体験型宿泊施設の駐車場

説明：【理由】 申請人は、[REDACTED] に主たる事務所を置き、昭和 54 年に設立、木材の加工及び販売、建築工事の設計施工、土地建物の売買及び分譲を営む法人です。所有者から住宅売買の申し出もあり、社会問題化している空き家対策の一環として、古民家再生による体験型宿泊施設の展開を新たに計画したところ、来客及び従業員用の駐車場が不足するため、事業予定地周辺で検討いたしました。

申請地は、事業予定地に隣接し、管理が容易であり利便性が高いこと、周辺は宅地化が進行しており農地への影響が少ないこと、また、必要とする面積を確保できることなどを総合的に判断して選定し、申請に至ったものです。

【資金】 土地代 10 万円 造成費 20 万円、建築費 0 万円
自己資金 30 万円、借入金 0 万円

【期間】 令和 5 年 9 月 1 日～令和 5 年 11 月 30 日

【造成】 切土 雨土～0.3m 盛土 花崗土～0.8m、クラッシャーラン敷
擁壁 - 法面 -

【排水】 雨水：自然浸透、自然流下により南西雨水柵から水路へ放流
污水：合併処理浄化槽で処理後、最終柵から水路へ放流

【他法令許可】 該当なし

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 [REDACTED]

議案第 2 号-3

地図・図面： [REDACTED]

権利設定： 使用貸借権

申請地： [REDACTED]

地 種： 第 2 種農地

併用地： [REDACTED]

所有者： [REDACTED]

借受人： [REDACTED]

用途： その他業務用地

施設の概要： 農地造成

申請事由： 農地造成を目的とした建設残土処分（一時転用）

説明：【理由】 申請人は、[REDACTED] に主たる事務所を置き、平成 31 年に設立、建築資材販売や、産業廃棄物収集運搬、処分業を主に営む法人です。

建設業務上で必要となる残土置場が附則しているため、残土処分が可能な土地を探していたところ、道路から高低差があり、耕作が不便であるため、高さを変更したいと考えていた、本件申請地の所有者から申し出がありました。

残土処分に適した地形であり、進入路も問題なく、盛土を行った後優良農地の

形成が可能であることから、今回の申請地として選定し、申請に至ったものです。

なお、盛土量などから事業用地として十分な規模であり、かつ期間内に工事完了が可能と判断しております。また、造成後はオリーブの栽培を計画しています。

【資金】 土地代 0万円 造成費 720万円、建築費 0万円

自己資金 720万円、借入金 0万円

【期間】 令和5年9月1日～令和8年8月31日

【造成】 盛土 ～3.3m 切土 -

擁壁 - 法面 -

【排水】 雨水：自然浸透

汚水：発生なし

【他法令許可】 法定外手続を指示

【水利】 該当なし

【隣接同意】 該当なし

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第2号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第3号について事務局より説明を願います。

事務局

農地法第5条事業計画変更申請について、説明します。今月は1件です。

議案第3号-1

地図・図面：

申請地：

地種： 第2種農地

申請者：

用途： 分譲住宅

施設の概要： 住宅2階建7棟 388.36㎡ 内4棟完成

申請事由： 工期延長 変更前 R1.9.13～R4.9.12（3年間）

変更後 R1.9.13～R6.9.12（5年間）

説明：【理由】 申請人は、[REDACTED]に主たる事務所を置き、平成30年に設立、不動産の売買、仲介、賃貸及び管理、開発、企画を主に営む法人です。令和元年9月13日付けで、農地法第5条の許可を受けて7区画の分譲住宅を令和4年9月12日を目途に建設しておりましたが、コロナ禍等の影響もあり、計画期間内に事業完了できなかったもので、残り3棟が未完成の状態です。2年間工期延長により、変更後の期間内に事業の完了を図るため、変更申請に至ったものです。

変更内容は、期間延長で、その他の変更はありません。

- 【資金】 全体事業費の変更なし
【期間】 令和元年9月13日から令和6年9月12日まで
【造成】 本申請に伴う新たな造成はありません。(変更なし)
【排水関係】(変更なし)

雨水：溜枡を設置し、開発道路内水路を經由し西側水路へ放流
汚水：公共下水道へ接続

- 【他法令許可】 変更に伴う新たな協議等は該当なし
【水利】 工期延長のみのため改めての同意を得る必要はありません。

- 【隣接同意】 工期延長のみのため改めての同意を得る必要はありません。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第3号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第4号についてです。なお、案件第3号に國重義廣委員に關係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは事務局より説明を願います。

事務局

はい。案件第3号について、説明します。

P.9をご覧ください。

議案第4号-3

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

借受人経営面積： 91,817 m²

利用目的： 水稻・麦

賃料： 年間10a当り5,000円

期間： R5.8.1～R11.7.31(6年間)

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第3条につきまして、何か質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第4号の、案件第3条について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。國重委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.8～P.9をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。

契約件数： 3件 合計 8,613 m²

内訳

新規契約： 1～2番 2件 5,418 m²

更新契約： 4番 1件 3,195 m²

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第4号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第5号についてです。なお、案件第4号に佐藤裕子委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。議案第5号、農地機構を通じた利用権設定です。案件第4号について、説明します。P.11をご覧ください。

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

転貸人： 高松市仏生山町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積： 126,618.55 m²

利用目的： 水稲・麦

賃料： 年間 10 a 当り 14,000 円
期間： R5.8.1～R15.7.31 (10 年間)
以上ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

案件第 4 号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。
議案第 5 号の、案件第 4 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。佐藤委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第 32・33 号に藤滝健造委員に係る案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。第 32・33 号案件について、説明します。
P.25・26 をご覧ください。

第 32・33 号案件

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

転貸人： 高松市仏生山町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積： 152,639 m²

利用目的： 水稲・麦

賃料： 年間 10 a 当り 12,000 円

期間： R5.8.1～R11.7.31 (6 年間)

以上ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

案件第 32・33 号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第5号の、案件第32・33号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。藤滝委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.10～P.27をご覧ください。

契約件数： 32件 合計 87,446㎡

新規契約： 1～3・5～31・34～35番 32件 87,446㎡

更新契約： なし

変更契約： なし

貸付先としましては、1～2番を [] へ、3・5～13番を []
[] へ、14～15番を [] へ、16番～22番を [] へ、23～31番を
[] へ、34番を [] へ、35番を [] へ貸し

付けるものです。

以上、審議のほどよろしくお願ひします。

議長

議案第5号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第6号について、事務局より説明を願ひます。

事務局

それでは、議案第6号「綾川町農業経営基盤強化促進基本構想の変更について」説明します。変更点は赤字で記載している項目です。

1 変更の目的

令和5年4月から農業経営基盤強化促進法の一部改正が施行されたことに伴い、農業経営基盤強化促進法第6条の規定に基づき、令和5年4月に変更された「香川県農業経営基盤強化促進基本方針」の内容を反映させるためです。

2 変更の概要

①農業を担う者の確保及び育成を図るための体制等に関する事項の追加

P27 をご覧ください。第 3 として農業を担う者の確保及び育成を図るための体制等に関する事項を新設します。1 番目として「農業を担う者の確保及び育成の考え方」において農業を担う者への支援施策の考え方を記載しています。

2 番目として「綾川町が主体的に行う取組」において就農等希望者の受入から定着に向けたサポートの考え方を記載しています。

3 番目として「関係機関との連携。役割分担の考え方」において、農業を担う者の確保及び育成を図るに当たっての関係機関との連携及び役割分担について記載しています。

4 番目として「就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供」において関係機関が行う農業を担う者の確保及び育成を図るための必要な情報の収集・相互提供について、関係者の取組・連携の考え方を記載しています。

②その他農用地の利用に関する事項の変更

P28 をご覧ください。第 4 「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及びその他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」ですが、変更前は「～その他農用地の利用関係の改善に関する事項」となっていましたが、効率的かつ総合的な利用に関する目標が追加されたため、表題を変更し、該当項目を修正しています。

P29 をご覧ください。主な修正点は第 4 の 2 「その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」の内容の記載です。地域計画の策定に向けて面的集約化の記載及び中山間地域や担い手不足地域での新記入脳の促進について記載しています。

③利用権設定における下限面積の撤廃

P31 をご覧ください。2.利用権設定等促進事業に関する事項（1）の①アの（ウ）に農地法第 3 条第 2 項第 5 号に定める経営面積（下限面積）に関する記載がありましたが、その記載を撤廃し「その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること」との記載にしています。

④協議の場の設置の方法及び地域計画の策定の進め方に関する事項の追加

1 ページ戻って P30 をご覧ください。第 5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項に、1 番目として第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項を追加しました。これはいわゆる地域計画の推進に関する事項の項目となります。

その他、文言につきましても修正している点がありますが、大きな変更点は以上の項目となっております。

以上ご審議をお願いします。

議長

議案第 6 号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第 1 号について、事務局より説明を願います。

事務局

報告第1号、農地法第18条の規定による合意解約の届出について説明します。今回は5件です。

報告1-1

賃貸人：

賃借人：

申請地：

解約日：令和5年6月20日

説明：売買のための利用権の解約で、離作補償はありません。

なお、所有権移転については6月の農地法第3条の案件として受け付けています。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長

報告第1号について、ご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された議案第1号から議案第6号のうち、議案第4号の案件第3号、及び議案第5号の案件第4号、32号、33号を除く案件について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第4回定例農業委員会を閉会いたします。

午後 2時40分

閉会